

# 業務執行役会議規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）に、理事会業務の円滑な運営をはかるため、業務執行役会議（以下、「本会議」という）を置く。

(構成)

第2条 本会議は、本会専務理事並びに、理事会の決議により指名された業務執行役若干名で構成される。また、必要に応じて外部有識者や担当役員を加えることができる。

(議事案件)

第3条 本会議は、次の号に定める事項を、理事会に代わって審議する。

- (1) 理事会に提案する議題に関する事項
- (2) 予算執行に関する重要事項
- (3) 本会の事業計画に関する事項
- (4) 特定課題の対策検討チーム（プロジェクトチーム）の設置と監督
- (5) 日常的な委員会業務の監督
- (6) その他あらかじめ理事会が委任した事項

(招集)

第4条 本会議は、専務理事が招集し、専務理事を議長とする。

- 2 専務理事に事故あるときは、専務理事代行が、その職務を代行するものとする。

(開催)

第5条 本会議は、理事会が定めた頻度で定例会議を開催するものとする。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

- 2 前項の規程にかかわらず、緊急を要する議題について業務執行役会議の構成員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議題を可決する旨の本会議の決議があったものとみなす。

(議事録)

第6条 本会議の議事録は、事務局が作成し、あらかじめ指名した本会議出席者の中の議事録証明人の承認を受け、事務局に保管する。なお、本会議において審議された結果については、理事会に報告しなければならない。

(報告)

第7条 この内規の改廃は、理事会が行う。

令和5年3月10日 制定

令和5年6月25日 施行